

北海道文教大学海外留学奨励金規程

(平成 17 年 2 月 22 日 則 第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の海外留学費用の助成を目的とする。

(助成額及び要件)

第 2 条 この奨励金は、当該年度予算の範囲内で次の各号の要件を満たす場合に助成するものとする。

【 Semester 留学等】

- (1) 対象プログラム：所要の手続きを経て、本学の許可を得たプログラムへの参加。
- (2) 助成額：10 万円。但し、本学に在学中一回限りとする。
- (3) 受給資格：本学学生で、海外の一教育機関で一 Semester 以上の留学を希望する者。但し、大学間で締結した学術交流協定に基づき本学が派遣する交換留学生及び派遣留学生は除くものとする。

【短期海外研修等】

- (1) 対象プログラム：本学が指定する短期留学又は語学研修への参加。
 - (2) 助成額：短期留学には 50 万円又は 40 万円、語学研修には 40 万円、30 万円又は 20 万円。但し、本対象プログラムに係る奨励金の助成は、原則 1 回までとする。
 - (3) 受給資格：本学が実施する TOEIC IP テストの平均点以上のスコアを獲得した者又は学科で同等以上の能力があると認められる者。
- 2 各期の授業料を通常に納付している者。

(手続)

第 3 条 本学所定窓口において、出発 3 か月前までに所要の手続をすること。完了後、出発 1 か月前までに本人へ通知する。

(審査・決定)

第 4 条 この奨励金の助成は、各学科所定の選考試験を経た後、国際交流委員会において審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(事前研修)

第 5 条 この奨励金の助成を受ける者は、本学所定の事前研修に必ず参加するものとする。

(助成取消)

第 6 条 国際交流委員会が次の各号の一に該当すると判断した場合は、教授会の議を経て学長が助成を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 授業料が未納の場合
- (3) 事前研修を欠席した場合
- (4) 留学の成果が得られていないと判断された場合

(事後報告)

第7条 この奨励金の助成を受け海外留学に参加した者は、留学終了後1か月以内に所定の報告書を本学所定窓口に提出するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年11月28日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年2月28日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1.この規程は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2.平成29年5月30日施行の「北海道文教大学外国語学部国際言語学科海外語学研修等奨励金規程」は廃止する。